小田原市市民ホール整備事業共同企業体協定書（案）（併用方式）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する次の業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託

イ　設計業務（基本設計、実施設計１、施工計画、コスト管理）

二　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する次の業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）及び工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）の受託及び請負

イ　設計業務（実施設計２、施工計画、コスト管理、設計意図伝達）

ロ　工事施工業務

ハ　工事監理業務

三　前二号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成○年○月○日に成立し、小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定書に基づく小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）に関する契約に定める業務が完了するまでの間は解散することができない。

２　小田原市発注に係る小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）に関する契約を締結することができなかったときは、当企業体は、第１項の規定にかかわらず、当該事業に関する契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に掲げる事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金額（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（実施方法）

第８条　当企業体は、第１条第１号イ及び第２号イの設計業務（以下単に「設計業務」という。）、同条第２号ロの工事施工業務（以下「工事施工業務」という。）並びに同条第２号ハの工事監理業務（以下単に「工事監理業務」という。）のうち、○○業務については一の企業により実施し、○○業務については複数の構成員により分担業務を共同実施し、○○業務については複数の構成員により分担業務を分割実施するものとする。

（分担業務）

第９条　各構成員の業務の分担は、設計業務、工事施工業務及び工事監理業務のそれぞれについて次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　一　設計業務

　　　○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社

　二　工事施工業務

　　　○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社

　三　工事監理業務

　　　○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（第１２条の運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（共同実施する業務等における構成員の出資の割合等）

第１０条　共同実施することとした○○……における各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。ただし、○○のうち○○については、当企業体が発注者から特定通知を受けた後に、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のもの（機器器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）による出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

３　分担業務共同実施により業務等を実施する場合、当該共同体は、業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。

（分割実施する業務等における構成員の分担業務額）

第１１条　分割実施することとした○○……内における分担業務の価額（次条の運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。ただし、○○のうち○○については、当企業体が発注者から特定通知を受けた後に、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第１２条　当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計・工事施工・工事監理の基本に関する事項、工程管理、資金管理方法、下請企業の決定、事業完了後のかし担保責任の分担その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の完了に当たるものとする。

２　当企業体は、運営委員会について規定を定めるものとする。

３　前項の規定は、次の事項について定めるものとする。

一　当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項

二　議事録の作成及び配布に関する事項

三　事務局に関する事項

四　紛争処理に関する事項

五　その他必要な事項

（構成員の責任）

第１３条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務及び分担工事の進捗を図り、本事業に係る各業務の委託契約及び工事の請負契約の履行並びに下請契約その他の事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（設計業務における担当幹事企業）

第１４条　設計業務を分担業務共同実施又は分担業務分割実施により実施する場合、○○株式会社を設計幹事企業とする。

２　設計幹事企業は、設計業務を実施する企業を代表して、運営委員会での進捗報告及び代表者その他関係者との協議、調整を行い、当企業体の円滑な運営に努めるものとする。

（工事監理業務における担当幹事企業）

第１５条　工事監理業務を分担業務共同実施又は分担業務分割実施により実施する場合、○○株式会社を工事監理幹事企業とする。

２　工事監理幹事企業は、工事監理業務を実施する企業を代表して、運営委員会での進捗報告及び代表者その他関係者との協議、調整を行い、当企業体の円滑な運営に努めるものとする。

（取引金融機関）

第１６条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（全体共通費用の分担）

第１７条　本事業実施中発生した共通の経費等については、設計業務、工事施工業務及び工事監理業務について業務ごとの価額の割合並びに分担業務額の割合により、毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１８条　構成員は、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（分割実施する業務等における共通費用の分担）

第１９条　分割実施することとした○○……の実施中に発生した当該業務内の共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第２０条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１３条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第２１条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（共同実施する業務等における利益金の配当の割合）

第２２条　共同実施することとした○○、○○及び○○において、決算の結果利益を生じた場合には、第１０条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（共同実施する業務等における欠損金の配当の割合）

第２３条　共同実施することとした○○、○○及び○○において、決算の結果欠損金を生じた場合には、第１０条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（事業途中における構成員の脱退に対する措置）

第２４条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本事業を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本事業の実施途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

３　○○、○○及び○○を共同実施する構成員のうち、第１項の規定により脱退した者があるときは、当該事業の残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、当該事業の残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第10条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第２５条　構成員のうちいずれかが本事業の実施途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第２６条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第２７条　当企業体が解散した後においても、当該設計又は当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２７条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社

代表取締役○ ○ ○ ○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第９条に基づく協定書（案）

（第Ⅰ期）

小田原市発注に係る下記業務については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第９条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

一　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する設計業務

（基本設計、実施設計１）　　○○円

二　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する設計業務

（施工計画、コスト管理）　　○○円

○○株式会社外○社は、業務の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第９条に基づく協定書（案）

（第Ⅱ期）

小田原市発注に係る下記業務及び工事については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第９条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

分担業務額及び分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

一　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する設計業務

（実施設計２、設計意図伝達、施工計画、コスト管理）　　　○○円

二　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する工事施工業務

　　　　　　○○円

三　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する工事監理業務　　　　　　　　　　　○○円

○○株式会社外○社は、業務及び工事の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１０条に基づく協定書（案）

（共同実施する業務等・第Ⅰ期）

小田原市発注に係る下記業務については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１０条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１　共同実施する業務

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する○○（□□）

　　　小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する○○（□□）

２　□□に関する出資の割合

　　○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社　　　　○○％

３　□□に関する出資の割合

　　○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社外○社は、出資の割合について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　　　　○○株式会社　代表取締役　○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役　○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１０条に基づく協定書（案）

（共同実施する業務等・第Ⅱ期）

小田原市発注に係る下記業務については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１０条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１　共同実施する業務

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する○○（□□）

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する○○（□□）

２　□□に関する出資の割合

○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社　　　　○○％

３　□□に関する出資の割合

○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社　　　　○○％

○○株式会社外○社は、出資の割合について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年　　月　　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　　　　○○株式会社　代表取締役　○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役　○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１１条に基づく協定書（案）

（分割実施する業務等・第Ⅰ期）

小田原市発注に係る下記業務については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１１条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

１ 分割実施する業務

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する○○（□□）

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅰ期）として実施する○○（□□）

２ □□に関する分担業務額

（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○業務　○○株式会社○○円

○○業務　○○株式会社○○円

３ ・・・・

○○設計株式会社外○社は、業務の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１１条に基づく協定書（案）

（分割実施する業務等・第Ⅱ期）

小田原市発注に係る下記業務及び工事については、小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体協定書第１１条の規定により、当企業体の構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

１ 分割実施する業務及び工事

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する○○（□□）

小田原市市民ホール整備事業（第Ⅱ期）として実施する○○（□□）

２ □□に関する分担業務額

（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○業務　　○○株式会社○○円

○○業務　　○○株式会社○○円

３ □□に関する分担工事額

（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○工事　○○株式会社○○円

○○工事　○○株式会社○○円

○○株式会社外○社は、業務及び工事の分担について、運営委員会とも協議の上、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に上記○社が記名捺印して各自所持するものとする。

年　月　日

小田原市市民ホール整備事業○○共同企業体

　○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印

○○株式会社　代表取締役○○○○ 印